

自転車通学の許可条件と申請上の注意

◎原則

1. 生徒は公共交通機関を利用して登校する。
2. やむを得ない事情があり、学校がその事由について承認した場合にのみ、自転車通学を許可する。

◎自転車通学許可条件

1. 中学生は、学校から5km圏内に居住しており、公共交通機関を利用して通学する方が、乗り換えに不便で時間がかかる場合。
2. 高校生は、自宅から学校までの通学距離が、おおよそ10km以内であること。
3. 申請理由が妥当であること。
4. 自転車に盗難登録番号を貼付してあること。
5. 生徒本人が傷害保険に加入していること(及び対人賠償補償にも加入していること)。
6. 登下校時にヘルメット着用のこと。
7. 申請・許可は、中学1年の2学期以降とする。

付記 校長が特別に許可した場合。

◎申請上の注意

1. 学内HPから所定用紙をダウンロードし、必要事項を記入して申請する(保護者と担任の承認が必要)。
2. 学年が上がるごとに毎年申請をおこない、許可を得ること。
3. 自転車の変更や転居があった場合、新たに申請し直すこと。

◎自転車通学生との義務

年1回学校が開催する交通安全講習会に出席すること。